

平成18年海事代理士試験施行要領

海事代理士法による平成18年の海事代理士試験は、下記要領によって実施します。

記

1. 期 日

(1) 筆記試験

平成18年 9月29日(金)

9:00～10:40

(憲法、民法、商法(第3編海商のみ)、国土交通省設置法)

10:50～12:00

(船員法、船員職業安定法、船舶職員及び小型船舶操縦者法)

13:00～15:00

(海上運送法、港湾運送事業法、内航海運業法、港則法、海上交通安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律)

15:10～17:10

(船舶法、船舶安全法、船舶のトン数の測度に関する法律、造船法、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律)

(2) 口述試験

(筆記試験合格者及び前年の筆記試験合格者で本年の筆記試験の免除を申請した者に限る。)

平成18年11月27日(月)

午前10時～午後 5時

(状況により、一部受験者については、平成18年11月27日(月)の午後5時以降又は、11月28日(火)及び29日(水)に実施することとする。)

2. 場 所

(1) 筆記試験

小樽市	北海道運輸局 小樽庁舎
仙台市	東北運輸局
横浜市	関東運輸局
新潟市	北陸信越運輸局
名古屋市	中部運輸局
大阪市	近畿運輸局
神戸市	神戸運輸監理部
広島市	中国運輸局
高松市	四国運輸局 朝日町庁舎
福岡市	九州運輸局
那覇市	内閣府沖縄総合事務局

(2) 口述試験

東京都 国土交通省

3. 筆記試験の試験科目

1 (1) 筆記試験 参照

4. 口述試験の試験科目

海事法令（実務的問題）

船舶法、船舶安全法、船員法、船舶職員及び小型船舶操縦者法

5. 受験資格

学歴、年齢、性別等による制限はありませんが、試験に合格しても海事代理士法第3条に規定する欠格事由に該当する者は、海事代理士の登録ができません。

6. 受験手続

(1) 出願期間 平成18年 8月15日(火)から

平成18年 8月31日(木)まで

(郵送の場合は書留郵便とし、8月31日消印のものまで有効)

(2) 提出を要する書類

① 受験願書

② 名刺型写真2枚（縦8cm×横6cm、脱帽上半身のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入してください。）

③ 筆記試験免除申請書（前年の筆記試験合格者に限る。）

(3) 受験手数料

受験願書に6,800円の収入印紙を貼って、消印をしないで提出してください。

(4) 受験願書用紙の請求先

○北海道運輸局 海事振興部旅客船舶産業課 Tel 0134-27-7176

〒047-0007 小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎

○東北運輸局 海事振興部海事産業課 Tel 022-791-7512

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四号合同庁舎

○関東運輸局 海事振興部旅客課 Tel 045-211-7214

〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎

○北陸信越運輸局 海事部海事産業課 Tel 025-244-6115

〒950-8537 新潟市万代2-2-1

○中部運輸局 海事振興部旅客課 Tel 052-952-8013

〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館

○近畿運輸局 海事振興部旅客課 Tel 06-6949-6416

〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第四号館

○神戸運輸監理部 海事振興部旅客課 Tel 078-321-3146

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第二地方合同庁舎

○中国運輸局 海事振興部旅客課 Tel 082-228-3679

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎四号館

○四国運輸局 海事振興部旅客課 Tel 087-825-1182

〒760-0064 高松市朝日新町1-30 高松港湾合同庁舎

○九州運輸局 海事振興部旅客課 Tel 093-332-8089

〒801-8585 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎

○内閣府沖縄総合事務局 運輸部総務運航課 Tel 098-866-0064

〒900-8530 那覇市前島2-21-7 カサセン沖縄ビル

※ 郵便で請求するときは、必ず返信用の郵便切手(140円)を同封してください。

(5) 受験願書の提出先

受験者の居住地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に、居住地が沖縄県にある場合は内閣府沖縄総合事務局長に提出してください。

受験願書を郵送する場合は書留郵便とし、必ず受験票送付用の郵便切手(80円)を同封してください。

7. 筆記試験の合格者の発表

平成18年10月27日(金)に、受験願書を提出した地方運輸局、運輸監理部又は内閣府沖縄総合事務局に受験番号と氏名を掲出するとともに、本人に通知します。
(電話での問い合わせにはお答えできません)

8. 合格者の発表

口述試験終了後20日以内に官報で公示し、本人には合格証書を送付します。
(電話での問い合わせにはお答えできません)

9. 筆記試験の免除

前年の筆記試験に合格し、口述試験に合格しなかった者が本年の海事代理士試験を受験する場合には、受験願書に筆記試験免除申請書を添えて提出すれば、本年の筆記試験は免除され、直接口述試験を受けることができます。

10. その他

- (1) 筆記試験の当日は、受験票及び筆記用具を携行してください。
- (2) 教科書、参考書、法令集等は、試験場に持ち込まないでください。
- (3) 筆記試験当日は、定刻の10分前までに受験地の試験場に出頭して、係官の指示を受けてください。(原則として、試験開始時刻に試験会場に入室していない受験者は試験を受けることは出来ません。)
- (4) 入門規制を実施中の際には、係官に受験票を掲示し、入庁してください。係官から特段の指示があった場合には、それに従ってください。

平成18年海事代理士試験
筆記試験免除申請書

氏名

前年度の受験番号

本籍

現住所

海事代理士試験規程第1条3項の規定により、筆記試験の免除を申請します。

平成 年 月 日

国土交通大臣

殿

氏名(自署)